

特別利用料について

(1) 特別利用料

管理条例第16条及び管理規則第3条により、営利を目的とした特別利用の場合、特別利用に係る使用料（以下、特別利用料）が必要となります。非営利利用の場合は、無料でご利用いただけます。

利用区分	特別利用料
閲覧	580円
模写・模造	5,800円
撮影・複写	5,800円
原版使用	5,800円
すべて1点1回の利用料	

(2) 特別利用料の免除について

営利を目的とする特別利用の場合であっても、愛媛県歴史文化博物館管理規則第4条及び特別利用料減免に関する取扱要綱に基づき、以下の利用については、必要と認め、特別利用料を減免します。

歴史文化に関する教育、学術上の調査研究又は啓発のために特別利用をする者で、知事が必要と認めるもの	
例) 【学術利用】 学術刊行物への掲載 【教科書利用】 教科書への掲載 【博物館等利用】 他の博物館等における事業のために用いるとき。	全額免除
博物館の広報に関し効果があると認められる用途に供することを目的として特別利用をする者	
例) 【広報利用】 当館を紹介する記事等への掲載 当館の事業等を紹介する記事等への掲載	全額免除
前項に定めるもののほか、必要と認めるとき	
例) ・博物館類似施設、各種展示会で使用するとき。 ・私企業が、地域貢献のため <u>参加無料</u> で行う催しに利用するとき。 ・愛媛県又は愛媛県教育委員会が協力する事業に利用するとき。 ・その他、他の申請者との間の均衡を失しない範囲で、館長が特に必要と認めたもの。 (例) ・当該資料の <u>寄贈者・寄託者</u> が利用するとき ・収入を得る事業であっても、 <u>採算が度外視</u> されていることが明らかなき。	全額免除 又は一部減額 (個々の事例ごとに館長が定める)

利用しようとする目的が、免除にあたるかどうか確認したい場合は、ご相談下さい。

当館学芸課 電話：0894-62-6458